

後期高齢者医療制度のお知らせ

12月2日からの後期高齢者保険証等の取り扱いについて

●12月2日から、保険証、限度額適用認定証・限度額・標準負担額減額認定証は新規交付されませんが、交付済みのものは、有効期限まで使用できます。

●12月2日以降に、①75歳の誕生日を迎える方、②紛失等による再交付、③住所や負担区分などの券面が変わる場合は、「資格確認書（医療機関等で提示すれば、これまでと同様に受診できます。）」が交付されます。

また、保険証及び資格確認書の記載の有効期限（令和7年7月31日）後は、マイナ保険証をお持ちの方は「資格情報のお知らせ」がマイナ保険証をお持ちでない方は「資格確認書」が申請不要で交付される予定です。

●限度額適用認定証・限度額適用標準負担額減額証について

令和6年12月2日以降、上記の認定証をお持ちでない方で、入院等で自己負担限度額までの支払

いを希望する場合は、下記のとおりとなります。

(1) マイナ保険証をお持ちの方

事前の手続きなく、医療機関等の受付時に情報提供の同意により自己負担限度額までの支払いとなります。

(2) マイナ保険証をお持ちでない方

担当窓口へ申請していただき、自己負担区分を記載した資格確認書の交付となります。

※所得区分が低所得者Ⅱのかたで長期入院（90日を超える、以前に加入していた保険者を含む）に該当する時の認定を受けるには、窓口で申請が必要となります。

問い合わせ先

- ・三重県後期高齢者医療広域連合事業課
資格保険料グループ TEL 059-221-6883
- ・保険福祉課 TEL 377-5659

国民健康保険制度のお知らせ

12月2日からの国民健康保険証の取り扱いについて

●12月2日から、保険証は新規交付されませんが、交付済みのものは、保険証記載の有効期限まで使用できます。

●12月2日以降に、国民健康保険に加入される方、紛失等による再交付、住所や負担区分などの券面が変わる場合について

(1) マイナ保険証をお持ちの方

▶「資格情報のお知らせ」が申請不要で交付される予定です。

通常マイナ保険証のみで受診



が可能です。医療機関でマイナ保険証が使用できない場合は、マイナ保険証と一緒に「資格情報のお知らせ」または、マイナポータルの健康保険情報画面を見せることで、これまでと同様に受診できます。

(2) マイナ保険証をお持ちでない方

▶「資格確認書」が申請不要で交付される予定です。

「資格確認書」を医療機関等で提示すれば、これまでと同様に受診できます。

問い合わせ先 保険福祉課 TEL 377-5659

有料広告掲載欄

介護付き老人ホーム エクセレントあさひ



- ★要介護1以上の方からご入居頂けます。
- ★中・重度の方や認知症の方、ご入居可能です。
- ★看取りについてもご相談ください。
- ★ご入居時、退院時送迎致します。

～「ゆ」っくり・「た」のしく・「か」そくのように豊かな生活がテーマです～



医療法人 福島会
すべての人に微笑みを
—医療・介護を通して地域社会に貢献する—

376-2008 日々の様子をブログにて公開中